

功績をたたえて

巨瀬公民館を中心に地域住民の皆さんによる学校・幼稚園の支援ボランティア活動(学校支援地域本部事業)が平成25年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰を受けました。

学校支援地域本部事業は、平成20年度巨瀬小学校区で始まり、現在は12小学校区に広がっています。地域の皆さんによる環境整備や授業支援ボランティアなど温かいご協力で児童の学習環境の充実が図られています。

文部科学大臣表彰 巨瀬学園ボランティア活動



栄光をたたえます



「部員全員の思いが作品になっています。テーマの『いじめ』は経験したことがないので試行錯誤して制作しました。いじめは何がきっかけで起こるか分かりません。加害者は自分のしていることを振り返り、被害者は強い気持ちで乗り越えてほしいという思いが伝えられたら」と3年生で部長の逸見周平君。

●アジア国際子ども映画祭
奨励賞
(11月30日・兵庫県)

■高梁中学校 科学部



●JOC全国都道府県対抗中学バレーボール大会
3位
(12月25日～28日・大阪府)

■平 珠美香さん(川面町)

「短い期間でしたが、みんなで力を合わせて戦うことの大切さを学びました。もっと上手になって、春の高校バレーで3位以上の成績を残したいです」



●ジュニアオリンピック陸上競技大会
準決勝進出
(10月25日～27日・神奈川県)

■斎藤 愛美さん(落合町近似)

「今回の大会では準決勝に進出することができました。来年度は全国大会で決勝に残れるようなメンタルが強い選手になりたいです」

市内に在住、または市内で活動し、文化やスポーツ活動の全国大会出場、それに準ずる成績を収めた人を紹介します。

■問い合わせ 秘書政策課公聴広報係 ☎0210

激励金を交付します

対象は、県予選、中国大会等地区予選、国内大会予選、選考会を経て全国大会に出場し、次の要件に該当する人、チームです。

- ▶市内に住所がある人
- ▶市内の学校、企業等で単独チームとして大会に出場するチーム
- ▶市内に住所がある人で市内外の学校、クラブチーム等へ所属している人
- ▶市内に住所がある人で国民体育大会の要項に記載される監督、コーチ
- ▶その他市長が特別に対象とみなす人
※事前申請が原則です。

■問い合わせ スポーツ振興課 ☎0425

「高梁市景観計画」～備中高梁の風情を活かす景観まちづくり～

平成26年度施行予定の高梁市景観計画・景観条例の概要・ポイントについて分かりやすく解説します。

■問い合わせ まちづくり課歴史まちづくり係 ☎0257



本市には、貴重な自然景観や美しい田園景観、先人から受け継いできたかけがえのない歴史的な町並みなど、市全域に多様な景観が存在しています。

これらの市民共通の財産である景観を市民、事業者、行政が連携・協働しながら、より一層魅力あるものとするため、現在、本市の景観行政の指針としている「晴れの国おかやま景観計画」を継承しつつ、高梁市独自のきめ細やかな景観づくりについて定める「高梁市景観計画」の策定を平成23年度から平成25年度の3か年で進めています。この景観計画等について皆さんに知っていただくため、これから3か月間連載します。今回は、景観計画の概要についてお知らせします。

◆景観計画とは

より良い景観づくりを進めるための方針や取り組み、建築物や工作物を新築・増改築などをする場合の形態意匠、色彩などのルールを定めています。

◆基本方針

- 豊かな自然を守り育て活かす景観まちづくり
- 歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくり
- 誇りと愛着をもって暮らせる景観まちづくり

◆計画策定までの経緯

これまで2千人の市民の皆さんや250社の事業所を対象としたアンケート調査の実施、ワークショップや住民説明会の開催により、市民の皆さんの意向の把握に努めてきました。また、有識者や公募による市民などで構成する「景観計画策定委員会」、市役所内部で構成する「景観計画検討委員会」で協議を重ねてきました。

今後は、平成26年度の市景観計画および景観条例の施行に向けて、住民説明会や景観フォーラムを開催し、市民の皆さんに幅広く周知を図っていきます。

◆景観計画の区域

景観計画の区域は市全域とし、本市を代表する景観を有し、重点的に良好な景観形成を図る必要のある「高梁城下町地区」と「吹屋周辺地区」を重点地区とします。

この2つの地区については、晴れの国おかやま景観計画においても重要な区域として、「高梁景観モデル地区」と「吹屋背景保全地区」に指定されており、本市ではその範囲を拡大することとしています。

また、重点地区以外の区域は普通地区とします。



◆良好な景観形成に向けた取り組み

一定規模以上の建築物や工作物を新築・増改築などをする場合、届け出が必要となります。

届出対象の範囲は市全域で、「普通地区」では、大規模な行為を届け出対象とし、緩やかな基準により規制誘導を図ります。

「重点地区」では、より小規模な行為まで届け出対象とし、きめ細やかな基準により、地域特性に応じた良好な景観形成を図ります。

これらの基準は、これまで以上に公共の財産としての良好な景観づくりを進めるため、市民の皆さんにご理解とご協力をお願いするものです。

なお、市景観計画および景観条例の施行後は、景観法に基づく届け出を岡山県ではなく、市まちづくり課で審査するようになります。

※詳しくは、来月号でお知らせします。